

# マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)

## マイナンバーカードの保険証利用登録について

マイナンバーカードの保険証利用登録をすると、マイナンバーカードによるオンライン資格確認により医療機関(薬局)にかかることができます。

医療機関(薬局)でマイナンバーカードを使用すると、資格確認以外にも患者本人の同意に基づき、過去の診療・薬の情報を医療関係者に共有することができたり、窓口での限度額以上の医療費の一時負担が不要になります。



マイナンバーカードを取得する



マイナポータルで  
保険証利用登録をする



医療機関(薬局)で  
保険証として  
利用が可能です

川西市民健康保険加入者で、マイナンバーの保険証利用登録を行った人が利用登録を解除したい場合は国民健康保険課へ申請が必要です。

## 申請による資格確認書の交付について

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしており、以下の理由などで資格確認書が必要な人は申請が必要となりますので、国民健康保険課へお問い合わせください。

- ・マイナンバーカードを紛失した又は更新中で有効なマイナンバーカードが手元にない人
- ・マイナンバーカードを返納する予定の人
- ・介助者などの第三者が要配慮者である被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難な人 など

マイナンバーカードを所持していない人やマイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない人には申請不要で資格確認書が交付されます。

現在交付されている資格確認書の有効期限到来時に、マイナンバーカードの保険証利用登録がなければ申請不要で新しい資格確認書が郵送されます。

# 国民健康保険の申請・届出について

国民健康保険の申請や届出は、世帯主の義務です(※1)。ただし、世帯主が手続きができない場合は世帯主以外の人でも手続きができます。同一世帯の人からの申請や届出の場合は委任状は省略できますが、別世帯の親族からの場合は、申請や届出に必要なものと併せて、委任状と本人確認書類が必要です。法定代理人(※2)の場合は、戸籍簿本や登記事項証明書などその資格を証明する書類と代理人の本人確認書類が必要です。

※1 葬祭費支給申請および、人間ドック費用の助成申請については例外で、葬祭費の場合は喪主、人間ドックの場合は受診者が申請者です。詳しくはP13、P24参照。

※2 親権者(本人が未成年の場合)、未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人

## 国民健康保険の申請・届出にマイナンバーが必要です

平成28年1月からのマイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い、国民健康保険の手続きの際、届出書や申請書にマイナンバーの記入と本人確認が必要になりました。窓口での手続きでマイナンバーを記入していただく際は、他人のなりすましなどを防ぐため、マイナンバーの確認と本人の確認をさせていただきます。

なお、マイナンバー制度による情報連携の開始に伴い、健康保険資格喪失証明書、雇用保険受給資格者証等の写しの添付を平成29年から原則不要としています。しかし、情報が連携されるまでに一定の期間を要するなど、手続きが円滑に行われない可能性があることから、当面の間は、写しの添付にご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

### マイナンバーがわからないとき

手続きをする市民のみなさまの負担軽減を図る観点から、国民健康保険課の職員が確認しますので、マイナンバーに関する書類が無くても申請や届出をしていただけます。



詳しくは  
川西市  
ホーム  
ページへ

# 病気やけがをしたとき(療養の給付) 自己負担割合(一部負担金)

病気やけがをしたときは、医療機関(薬局)の窓口で、下表の一部負担金を支払うだけで治療を受けられます(給付制限についてはP27)。

70～74歳の人の自己負担の割合(毎年、前年所得に基づき見直しされ、8月から新たな負担区分が適用)は、マイナポータル、資格確認書、資格情報のお知らせに記載されています。

## 自己負担割合(一部負担金)

義務教育  
就学前

2割

義務教育就学以上  
69歳以下

3割

70歳以上74歳以下

2割または3割  
(※1)

注意1: 災害、事業の休廃業、失業などの理由により、生活が著しく困難な場合は、一部負担金の減免制度があります(P21参照)。

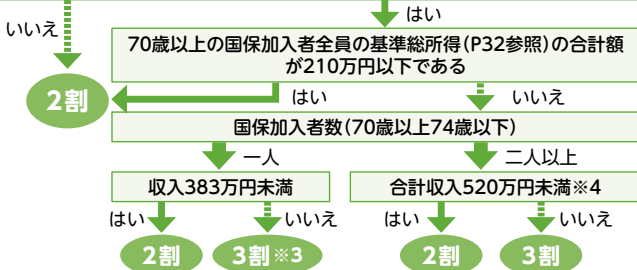
注意2: 75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人は、後期高齢者医療制度の対象となります。

### ※1 70歳以上74歳以下の人の一部負担金割合判定方法

下記の判定方法で2割になると思われるにもかかわらず、3割と記載された資格確認書・資格情報のお知らせが交付されている人は国民健康保険課までお問い合わせください。

また、下記の判定方法は住民票上同一世帯であることを前提として記載しています。

住民税課税標準額(※2)が145万円以上の70歳以上の国保加入者がいる



※2 住民税課税標準額とは  
住民税の計算において、収入額から必要経費(公的年金等控除及び給付と所得控除を含む)、各種所得控除(社会保険料控除、医療費控除など)を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)がある場合は、その金額が加算されます。なお、19歳未満で、かつ基準日(対象年度の前年度の12月31日)の属する年の合計所得金額(給与と所得については給与と所得から10万円を控除して算定した合計所得金額)が38万円以下の被保険者がいる世帯主(70歳以上の国保加入者)の人は、年少扶養控除廃止に伴う調整控除があります(16～19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円)。

※3 国保から後期高齢者医療制度に移行した人が同じ世帯にいる場合(移行直前に同一世帯で国保に加入していた場合のみ)  
⇒ その人の収入と70歳以上74歳以下の国保加入者の収入合計が520万円未満であれば2割となります。

※4 合計収入520万円未満とは、同一世帯に属する70歳以上74歳以下の国保加入者全員の合計収入のことです。